

米軍鶴見貯油施設に係る公共の安全について

昭和51年12月2日

外務省・防衛施設庁

横浜市鶴見区安善町に所在する米軍貯油施設に関し、昭和51年(1976年)12月2日の第354回日米合同委員会において次のように合意された。

1. 「石油コンビナート等災害防止法」及びその関係法令(特に消防法)に照らし米軍の貯油施設に関する公共の安全を確保するとの共通の目的を維持するために、日本側関係当局及び米軍は、順次以下の措置をとる。

(1) 日本側関係当局は、米軍に対し、上述の日本の法令(運用通達を含む。)につき翻訳及び解釈を提供する。

(2) 米軍は、日本側関係当局に対し、関連施設の現状並びに米軍が既に実施した安全検査、安全対策及び米軍が維持している安全確保体制等の措置に係る情報を提供する。

(3) 日本側関係当局及び米軍は、上記(1)及び(2)に述べられた措置を通じて提供された情報を基礎にし、かつ、相互に協力して、上述の日本の法令の下で規定されている措置(安全検査、安全対策及び安全確保体制等)と米軍により既に実施された、あるいは維持されている措置との相違を明らかにする。

(4) 公共の安全に妥当な考慮を払い、上述の日本の法令に十分な考慮を払いつつ、かつ、日本側関係当局の助言を得て、米軍は、上記(3)に述べられた措置を通じて得られた結果を基礎にして、安全検査、安全対策及び安全確保体制等の分野において米軍としてとるべき追加的措置を明らかにし、かつ、決定する。

(5) 米軍は、上記(4)に述べられた措置の実施に当たって、日本側関係当局の職員がその器材をもって参加すること等の措置を含め、日本側関係当局の適切な援

助を受ける用意がある。

2. 上記、1. に述べられた措置をとるに当たって米軍が援助を受ける日本側関係当局は、日本政府の関係当局に加えて、日本政府の関係当局が上述の日本の法令の下で通常与えられている責任に照らして最も適当と判断する地方公共団体の当局を含む。

3. 上記1. に述べられた措置の実施の細目については、防衛施設庁と米軍の間で調整される。